在 留	資格認定	証明書交付	计 申 請 書	
法務大臣 殿		のイメージであり実際の 3月中旬を目途に法務		i 1
L 出入国管理及び難民認定法第7条 条件に適合している旨の証明書の交	の2の規定に基づき, 次	のとおり同法第7条第1項	頁第2号に掲げる	写真
1 国 籍·地 域	·	2 生年月日	年	月 日 ———————————————————————————————————
3 氏 名				
4 性 別 男 · 女 5 出生地			6 配偶者	の有無有・無
7 職 業	8 本国における	居住地		
9 日本における連絡先	_		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
電話番号		携帯電話番号		
10 旅券 (1)番 号		(2)有効期限	年	月 日
11 入国目的(次のいずれか該当する。 □ I「教授」 □ I「教育」			□ K「宗教」	□ L「報道」
□ L「企業内転勤」 □ I	「研究(転勤)」	□M「経営・管理	# J	□ N「研究」
□ N「技術・人文知識・国際業務」	□N「介護」	□ N「技能」	□ N「特定活動(研	F究活動等)」
□V「特定技能(1号)」 □V	「特定技能(2号)」	□○「興行」	□ P「留学」	□ Q「研修」
□ Y 「技能実習(1号)」 [□ Y 「技能実習(2号)	」 □ Y「技i	能実習(3号)」	
□ R「家族滞在」	□ R「特定活動(研	f究活動等家族)」	□ R「特定活動(EP	A家族)」
□ T「日本人の配偶者等」	□ T「永住者の配偶	禺者 等」	T「定住者」	
□「高度専門職(1号イ)」 □	高度専門職(1号口)	□「高度専門耶	職(1号ハ)」 □	U「その他」
12 入国予定年月日 年	月	日 13 上陸予定港	5	
14 滞在予定期間	7.	<u>1</u> 5 同伴者の有	無有・	無
16 査証申請予定地		_		
17 過去の出入国歴 有	• 無			
(上記で『有』を選択した場合) 回数 回 直近の。	出入国歴	年 月	日から	年 月 日
18 犯罪を理由とする処分を受けたこと 有(具体的内容	の有無(日本国外に	おけるものを含む。))・無
19 退去強制又は出国命令による出国	の有無有・無			
(上記で『有』を選択した場合)	回数 回	直近の送還歴	_	年 月 日
20 在日親族(父・母・配偶者・子・兄弟 有(「有」の場合は,以下の欄に	姉妹など)及び同居者 在日親族及び同居者	を記入してください。)	· 無	
続 柄 氏 名	生年月日 国籍	・地 域 同居予定の有無 動	勣務先名称·通学先	在留力一下番号 名称 特别永住者証明書番号
		有・無		
		有・無		
		H		

(注)裏面参照の上、申請に必要な書類を作成して下さい。

備 考 申請人等作成用2から4,所属機関等作成用等1から5は,入国目的に従って、次の様式を使用してください。

		T					する申				
ĺ	入国目的	例	E	申請人3	等作成	用	所属機関等作成用等				
			1	2	3	.4	1_	2	3	4	5
į	大学等において高度の専門的な能力を有する人材として研究、研究の指導 又は教育に従事すること(※) 大学等における研究の指導又は教育等	大学教授	0	I	_		I			_	_
	中学校、高等学校等における語学教育等	中学校の語学教師		1			1				
	収入を伴う芸術上の活動	作曲家, 写真家	+				_				
2	収入を伴わない学術・芸術上の活動又は日本特有の文化・技芸の研究・修得	茶道、柔道を修得しようとする者		J	J	-	J	_		_	-
3	外国の宗教団体から派遣されて行う布教活動	司教, 宣教師	0	K	-	-	K	-	-	1	_
	外国の報道機関との契約に基づく報道上の活動	新聞記者、報道カメラマン									
	日本にある事業所に期間を定めて転勤して研究活動に従事すること	外資系企業の研究者				ļ					i
	日本にある事業所に期間を定めて転動して高度の専門的な能力を有する人材 として自然科学又は人文科学の分野の専門的技術又は知識を必要とする業務に 従事すること(※) 日本にある事業所に期間を定めて転動して専門的技術等を必要とする業務に 従事すること	外資系企業の駐在員		L	_	-	L	L		1	10,000
	高度の専門的な能力を有する人材として事業の経営又は管理に	企業の社長,取締役,部長									
5	従事すること(※) 事業の経営又は管理	·	0	М	-	_	М	М	-	_	
	高度の専門的な能力を有する人材として研究,研究の指導又は教育に 従事すること(1に該当する場合を除く。)(※) 契約に基づき収入を伴う研究を行う活動	政府関係機関、企業の研究者									
	高度の専門的な能力を有する人材として自然科学又は人文科学の分野の専門的 技術又は知識を必要とする業務に従事すること(4に該当する場合を除く。)(※) 自然科学者しくは人文科学の分野の専門的技術若しくは知識を必要とする業務 又は外国の文化に基盤を有する思考等を必要とする業務に従事すること	機械工学等の技術者、マーケティング業務 従事者	0	N	-	_	N	Z	N	N	
			_]			ļ	1				
	介護又は介護の指導を行う業務に従事すること 熟練した技能を要する業務に従事すること	介護福祉士 外国料理の調理師、スポーツ指導者									
	特定の研究活動, 研究事業活動, 情報処理活動	指定された機関の研究者・情報 処理技術者									
1	特定技能雇用契約に基づいて相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事すること 特定技能雇用契約に基づいて熟練した技能を要する業務に従事すること	特定技能外国人	0	V	V	-	V	V	V	V	V
8	奥 行	歌手, モデル	10	0	0	0	+-	-	-		
	技能実習	技能実習生	Tŏ	Y	-	-	Y	_	 	_	_
_	勉学	留学生	Ö	P	P	-	Р	P		T —	_
11	研修	実務研修を行わない研修生、公的研修を 行う研修生	0	Q	-	-	Q	Q	Q	-	_
	商用・就職を目的とする者,文化活動又は留学の在留資格を有する者の扶養を 受けること										
12	特定の研究活動等を行う者の扶養を受けること			R	-	-	R	-	_	-	-
	EPA看護師又は介護福祉士としての活動を行う者の扶養を受けること	Date (o 1) (Pate	<u> </u>			-			<u> </u>		
13	日本人、永住者等との婚姻関係、親子関係等に基づく本邦での居住	日本人の配偶者	0	T	Т	-		_	_		_
14	上記以外の目的(1)	外交,公用,弁護士,公認会計士,医師, 家事使用人,ワーキング・ホリデー, アマチュアスポーツ選手,インターンシッフ 日系四世	0	U	U	Ū	U	U	U	_	_
14	上記以外の目的(2)	医療活動, 起業活動	0	U	U	U	_	-	_	_	

⁽x)については、申請人が本邦において行おうとする活動に応じて、J、K、O又はUの申請書を使用しても差し支えありません。

申請人等作成用 2 V (「特定技能(1号)」·「特定技能(2号)」)

21	特定技能所属機関(勤務先)	
	1)名称	
5	(3)電話番号	
22	技能水準 	_
	一分野別運用方針に定める評価方法による証明	
	□試験による証明合格した試験名—————————————————————————————————	
	□その他の評価方法による証明	
23	日本語能力(「特定技能1号」での入国を希望する場合に記入)	
	コ分野別運用方針に定める評価方法による証明	
	□試験による証明合格した試験名	
	□ その他の評価方法による証明	_
	□技能実習2号を良好に修了	
24	良好に修了した技能実習2号(上記22, 23において技能実習2号を良好に修了を選択した場合に記力	人)
	(1)職種・作業(技能実習法施行規則別表第2の職種・作業を記入)	
	職種 作業 作業	
	・良好に修了したことの証明	
	□3級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格による証明	
	□実習状況に関する書面による証明	
	(複数ある場合には(2)に記入)	
	(2)職種・作業(技能実習法施行規則別表第2の職種・作業を記入)	
	職種 作業	
	良好に修了したことの証明	
	□3級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格による証明	
	□実習状況に関する書面による証明	
25	申請時における特定技能1号での通算在留期間(過去の在留歴を含む。「特定技能1号」での入国を 望する場合に記入)	希
	年 月	

申請人等作成用 3 V (「特定技能(1号)」·「特定技能(2号)」)

26	特定技能	も雇用す	契約に	係る保証金	の徴収その何	也財産	崔管理	又は遺	約金等	等の支	払契約	の有無		
	有(徴収	又は管	理機関	月名:			徴収	金額又	ては管理	里財産	:)•無	ŧ
27	特定技 支払につ に記入)	能雇用 ついて,	契約に その額	係る申込み	yの取次ぎ又 を十分に理解	.は外 	国にお 合意し	ける活 ている	5動準(ことの [∞]	構に関 有無(≧	する外 当該費	国の機関 用の支払	見への費 ふがある ^は	用の場合
	有(外国	の機関	名:		-	支払額	頁及び	内訳:)•無	ŧ
28	国籍又経ている	は住居	を有す 有無(当	る国又は地 á該手続が	2域において 定められてい	定めらる場	うれる, 合に証	本邦 ⁻ !入)	で行う酒	舌動に	関連し	て遵守す	-べき手組 有・無	続を
29	本邦にま (当該費	るいて気 用の負	官期的に 担があ	こ負担する る場合に訂	費用について 2入)	て, 対	価の内	7容を-	十分に	理解し	て合意	している	ことの有 有・無	無
30	技能実 (技能実 る場合に	習の在	って本。 留資格	邦において タ をもって在	修得, 習熟 3 :留していたこ	又は熟 ことがる	を は なる場	と技能を 合であ	等の本 って,	国へ <i>0</i> 「特定)移転に 技能2号	こ努めるこ 計」での入	ことの有: 、国を希! 有・無	無望す
	(当該基	こつき物 準が定	き定産 められ	業分野に特 ている場合	有の事情に に記入)	鑑みて	て告示	で定め	られる	基準に	こ適合し	ているこ	との有知 有・無	Œ.
32	<u>職 歴</u> 入社	退	社				入	社	退	社	<u> </u>			
-	下 月	年	. 月	勤	務先名称		年		年			勤務先	名称	
Ĺ	- 1 /	\downarrow^{\perp}	11				T	71		./↓				
		ļ												
		ļ		·			 							
_						_								
33	申請人,	法定代	弋理人,	法第7条の	2第2項に規	見定す	る代理	4人						
	(1)氏 名	7					(2)本,	人との	関係					
	(3)住	f												_
	電話	番号					携	帯電話	番号					
	以上の	記載内	 容は	 事実と相道	きありません					-	•			
					青書作成年					-		н		п
			, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,							年	·	月 ———		日
Ž	生意申	請書作	成後申	請までに記載	対容に変更が	生じた	上場合,	申請人	(代理)	()が変	更箇所	を訂正し、	署名する	<u>こと</u> 。
*	(1)氏 名				(2)住	所								
	(3)所属	機関等			_				電	話番号	<u> </u>			
		# II II I							<u></u>					

所属機関等作成用 1 V (「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

1	雇用する外国人の氏の	名										
2	特定技能雇用契約											
	(1)雇用契約期間	年	月		日 から		年	月	日	まで		
	(2)従事すべき業務の	内容(複数あ	る場合は全て	(記入)								
	特定産業分野					業務区分						

	職種	○主たる職種	重を別紙「職	種一覧」	から選択し	て番号を記え	入(1つのみ	.)				
		○他に職種を	があれば別ぇ	紙「職種	一覧」から追	選択して番号	を記入(複	数選択可)	<u> </u>			
	(3)所定労働時間(週	平均)		時間								
	所定労働時間がi	通常の労働者	舌の所定労債	動時間と	同等である	ことの有無					有·無	
	(4)月額報酬		円	1	同等の業務	に従事する	日本人の月	額報酬			円	
	報酬の額が日本。	人が従事する	場合の報酬	州の額と	司等以上で	あることの有	無				有·無	
	(5)報酬の支払方法			□通貨	払		口口座	振込み				
	(6)外国人であることを 有(内容:	を理由として,	日本人と異	なった名	持遇として い	る事項の有意	!!!)•無	
	(7)外国人が一時帰国	国を希望した場	場合には, 4	凶 要な 有	給休暇を取	対得させるもの	Oとしている	ことの有無	į.		有・無	
	(8)雇用関係につき特に記入)	F定産業分 野	に 特 有の事	情に鑑。	みて告示で	定められる基	準に適合し	ていること	この有無((当該基準だ	が定められてい	る場合
											有·無	
	(9)外国人が特定技能 なされるよう必要を					担することが	できないと	きは、当該	旅費を負	担するとと		
	(10)外国人の健康の	状況その他の	7生活の状況	ワを把握	・するために	心要か措置	を講ぜスト	レレレアレンス	らことの有	- 1111	有·無有·無	
	(11)外国人の適正な											
	との有無(当該基準	準が定められて	いる場合に	記入)							有∙無	ŧ
	(12)派遣先(労働者派	遣の対象とす	る場合に記え	人)					1 i			
	氏名又は名称					法人都 	昏号(13桁)			<u> </u>		
	住所(所在地)					<u> </u>	電	話番号				-
	代表者の氏名				. <u>-</u> -							
	派遣期間	4	三 月		日 から		年	月	<u> </u>	まで		
	(13)職業紹介事業者	(特定技能雇	用契約の成う	立をあっせ	けんする職業	紹介事業者が	ある場合に	記入)				- ;,
	氏名又は名称					法人者 	番号(13桁)					
	住所(所在地)						電	話番号				_
	許可·届出番号				— 受理 —	里年月日		年	月	B		

(14)取次機関(職	業紹介事業者があっせんを行う(こ際し、情報の取る	吹ぎを行う者がある場合に	記入)			
	氏名又は名利							
	住所(所在地			Ē	這話番号			_
3 特	 定技能所属機	9			, <u></u>	_n.w-	·	
(1)氏名又は名称			(2)法人番号(1:	3桁)			
(;	3)業種	○主たる業種を以下から選択	Rして番号を記 <i>1</i>	(1つのみ)				
		○他に業種があれば以下か	ら選択して番号	シ記入(複数選択可)	<u> </u>			
	製造業	①食料品 ②約	裁維工業	③ブラスチック製品	 ④金属製品		_	
		⑤生産用機械器具 ⑥電	這 気機械器具	⑦輸送用機械器具	⑧その他()	1	
	卸売業	⑨各種商品(総合商社等)		⑩繊維・衣服等	①飲食料品			
		⑫建築材料, 鉱物·金属材料	半 等	^③ 機械器具	⑭その他()	1	
	小売業	⑤各種商品		⑯織物・衣服・身の回り)品			
		①飲食料品(コンビニエンス	ストア等)	⑱機械器具小売業	⑩その他()	1	
		門・技術サービス業 ②学術・開発研究機関		②専門サービス業(他	に分類されないもの))		
		②広告業		②技術サービス業(他	に分類されないもの))	1	
	医療•福祉業	【②医療業 ②	呆健衛生	26社会保険·社会福祉	・介護事業		1	
	②農林業	②漁業 ②鉱業,採石業,	砂利採取業	30建設業 30電	気・ガス・熱供給・オ	〈道業		
	30情報通信	③運輸·信書便事業	3	金融•保険業	動産·物品賃貸業			
	36宿泊業	③飲食サービス業	38)生活関連サービス(理?	g・美容等) · 娯楽業			
	39学校教育	迎その他の教育,学	習支援業 ④	職業紹介・労働者派遣	業			
	②複合サービ	ス事業(郵便局, 農林水産業	t協同組合, 事業	協同組合(他に分類される)	1ないもの))			
	③その他の事	業サービス業(速記・ワープロ	コ入力・複写業,	建物サービス業, 警備業	芝等)			
	⊕その他の†	ービス業() 野宗教	⑩公務(他に	(分類されないもの)	団分類不能の産業()	
(4)住所(所在地				電話番号			
(5)資本金	円	(6)年間引	尼上金額(直近年度) _			一 円	
(7)常勤職員数	名						
((8)代表者の氏名							
((9)勤務させる事	業所名		所在地				
	健康保険及	・ ド厚生年金保険の適用事業所	听であることの有	無 有·無				
	労災保険及:	が雇用保険の適用事業所である。	ることの有無	有·無				
	労働保険	番号						
((10)労働, 社会(有(内容:	以険及び租税に関する法令の	規定に違反した	ことの有無)•無	
		用契約の締結の日前1年以内	又は締結の日以	J後に, 外国人が従事す	る業務と同種の業績	务に従	事していた労働者	音を非自発
	的に離職さt 有(内容・理	たことの有無 b:) • 無	

_		
	(12)特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又は締結の日以後に,特定技能所属機関の責めに帰すべき事由により外国を発生させたことの有無 有(内容:	人の行方不明者
	(13)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が法令に違反して刑に処せられたことの有無有(内容・該当者名:)•無
	(14)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が特定技能雇用契約の適正な履行に影響する精神の機能の限 との有無	
	有(内容•該当者名:)•無
	(15)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ないことの有無有(内容・該当者名:) ·無
	(16)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消され 有(内容・該当者名:	いたことの有無)・無
	(17)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消され	ιた法人の役員
	であったことの有無 有(内容・該当者名:)•無
	(18)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が特定技能雇用契約の締結の日前5年以内又は締結の日以信は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことの有無	後に,出入国又
	有(内容•該当者名:)•無
	(19)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が暴力団員であること又は5年以内に暴力団員であったことの 有(内容・該当者名:	有無)·無
	(20)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者の法定代理人が(13)から(19)に該当することの有無(特定技能所員・支援責任者・支援担当者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合に記入)	「属機関・その役
	有(内容·該当者名:)•無
	(21)暴力団員又は5年以内に暴力団員であった者がその事業活動を支配する者であることの有無有(内容:)•無
	(22)外国人の活動内容に関する文書を作成し、活動をさせる事業所に特定技能雇用契約終了の日から1年以上備えて置く	こととしているこ
	との有無	有·無
	(23)特定技能雇用契約に係る保証金の徴収その他財産管理又は違約金等の支払契約があることを認識して特定技能雇用	契約を締結し
	ていることの有無 有(内容:) ・無
	(24)特定技能雇用契約の不履行について 違約金 等の支払契約を締結していることの有無	
	有(内容:)•無
	(25)1号特定技能外国人支援に要する費用について,直接又は間接に外国人に負担させないこととしていることの有無(申請号」での入国を希望する場合に記入)	
	(以下(26), (27)は外国人を労働者派遣の対象とする場合に記入)	有·無
	(26)次のいずれかに該当することの有無	有・無
	(有の場合は該当するものを選択)	
	□①派遣先において従事する業務の属する特定産業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っている者であるこ (内容:	<u>:</u>
	□②地方公共団体又は①に該当する者が資本金の過半数を出資していること (内容:)
	□③地方公共団体又は①に該当する者が業務執行に実質的に関与していること (内容:)
	□④派遣先において従事する業務の属する分野が農業である場合であって国家戦略特別区域法第16条の5第1項に規関であること	見定する特定機
	(27)労働者派遣をすることとしている派遣先が(10)から(21)に該当していることの有無 有(内容:)•無
	(28)労災保険加入等の措置の有無 有(内容:) • 無

(29)特定技能雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていることの有無	有·無
(30)外国人の報酬を、当該外国人の指定する銀行その他の金融機関に対する振込み又は現実に支払われた額を確認でき支払われることとしており、かつ、後者の場合には、出入国在留管理庁長官に報酬の支払を裏付ける客観的な資料を提を受けることとしていることの有無	
	有·無
(31)特定技能雇用契約の適正な履行の確保につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合して (当該基準が定められている場合に記入)	ていることの有無
	有·無
(以下(32)から(40)は申請人が「特定技能1号」での入国を希望する場合であって、契約により登録支援機関に1号特定技能外国人支援 施を委託しない場合に記入)	計画の全部の実
(32)支援責任者名 所属:役職	
役員又は職員の中から支援責任者を選任していることの有無	有·無
(33)支援担当者名 所属·役職	
役員又は職員の中から,業務に従事させる事業所ごとに1名以上の支援担当者を選任していることの有無	有·無
(34)次のいずれかに該当することの有無	有•無
(有の場合は該当するものを選択)	
□①過去2年間において法別表第1の1の表, 2の表及び5の表の上欄の在留資格(収入を伴う事業を運営する活動又に活動を行うことができる在留資格に限る)をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績を	
□②支援責任者及び支援担当者が過去2年以内に法別表第1の1の表,2の表及び5の表の上欄の在留資格(収入を伴る活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る)をもって在留する中長期在留者の生活相談等に行有すること	
□③その他支援業務を適正に実施できる事情を有すること (内容:)
(35)1号特定技能外国人支援計画に基づく支援を、外国人が十分に理解することができる言語によって行うことができる体制	別を有しているこ
との有無	有∙無
(36)1号特定技能外国人支援の状況に関する文書を作成し、1号特定技能外国人支援を行う事業所に特定技能雇用契約	終了の日から1年
以上備えて置くこととしていることの有無	有・無
(37)支援責任者及び支援担当者が、1号特定技能 外国 人支援計画の中立な実施を行うことができる立場の者であることのス	有無 有・無
(38)特定技能雇用契約締結の日前5年以内又は締結の日以後に適合1号特定技能外国人支援計画に基づく1号特定技能 ったことの有無	外国人支援を怠
有(内容:) • 無
(39)支援責任者又は支援担当者が外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施できる体制を有してい	ることの有無 有・無
(40)適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められ	る基準に適合して
いることの有無(当該基準が定められている場合に記入)	有·無
1号特定技能外国人支援計画(申請人が「特定技能1号」での入国を希望する場合に記入)	
(1)在留資格認定証明書の交付申請前に、特定技能雇用契約の内容、本邦において行うことができる活動の内容、上陸及 条件その他の本邦に上陸し在留するに当たって留意すべき事項に関する情報の提供を外国人が十分に理解することが り実施することとしていることの有無	
り失心することとしていることの行法	有•無
(2)上記(1)について,対面により、又はテレビ電話装置その他の方法により行うこととしていることの有無	有·無
(3)出入国時に港又は飛行場への送迎をすることとしていることの有無	有·無
(4)適切な住居の確保に係る支援をすることとしていることの有無	有·無
(5)金融機関における預金口座等の開設及び携帯電話の利用に関する契約その他の生活に必要な契約に係る支援をする	うこととしているこ
との有無 - Total Control Control - Total Control	有•無

		b 古小丑団体の	機関への届				
(6)本邦入国後に、本邦での生活一般 連絡先、十分に理解することができ ける対応に必要な事項及び外国人 実施することとしていることの有無	る言語で医療を受けるこ	ことができる医療					
天地 することとし ていることの 行 無							有·無
(7)外国人が国又は地方公共団体の機		続を履行するに	こ当たり, 必要	要に応じ,	関係機関へ	の同行その何	也の必要な措
置を講ずることとしていることの有無							有·無
(8)日本語を学習する機会を提供するこ	ととしていることの有無						有•無
(9)外国人が十分に理解することができ	る言語により、相談又は	苦情の申出に	対して, 遅滞	なく, 適り	かに応じるとと	もに, 必要な	:措置を講ずる
こととしていることの有無							有・無
(10)外国人と日本人の交流の促進に係	る支援をすることとしてい	いることの有無					有•無
(11)外国人が,その責めに帰すべき事	由によらずに特定技能履	雇用契約を解除	される場合に	は, 転職 3	支援をすること		との有無 有・無
(12)支援責任者又は支援担当者が外間	国人及びその監督者と,	外国人と行う場	合には外国	人が十分	に理解するこ	ことができる言	言語により、定
的な面談を実施し、問題の発生を領	はつたとさは、その旨を展	月保 イ 収 機関に	- 選報すること	ことしてい	ることの有悪		有·無
(13)1号特定技能外国人支援計画を日 ることとしていることの有無	本語及び外国人が十分	に理解すること	ができる言語	吾により作	「成し , 当該タ	ト国人にその	写しを交付す
ることとして いいことの 作業							有·無
(14)特定産業分野に特有の事情に鑑。	みて告示で定められる 事	頂を1号特定は	能外围人支	接計画に	こ記載している	ることの有無	(当該事項が定
		PREION ALD					
められている場合に記入)		A-2177117 KLD	CRESTEDO		,		有·無
	習に資するものであって、						
められている場合に記入) (15)支援の内容が外国人の適正な在看	習に資するものであって、					ることができ	
められている場合に記入) (15)支援の内容が外国人の適正な在看		かつ, 支 援を 9	実施する者に	こおいて道	質正に実施す	ることができ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
められている場合に記入) (15)支援の内容が外国人の適正な在係 との有無 (16)1号特定技能外国人支 援計 画の 内		かつ, 支 援を 9	実施する者に	こおいて道	質正に実施す	ることができ 適合している	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
められている場合に記入) (15)支援の内容が外国人の適正な在係 との有無 (16)1号特定技能外国人支 援計 画の 内)容につき特定産 業分野	かつ, 支 援を 9 に特有の事情	実施する者に	こおいて道 示で定め	適正に実施す られる基準に	ることができ 適合している	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
められている場合に記入) (15)支援の内容が外国人の適正な在程との有無 (16)1号特定技能外国人支援計画の内該基準が定められている場合に記入) 登録支援機関(申請人が「特定技能1号」)容につき特定産 業分野	かつ, 支 援を に特有の事情 であって, 契約に	実施する者に	こおいて道 示で定め 後関に1号	適正に実施す られる基準に	ることができ 適合している	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
められている場合に記入) (15)支援の内容が外国人の適正な在籍との有無 (16)1号特定技能外国人支援計画の内該基準が定められている場合に記入) 登録支援機関(申請人が「特定技能1号」を委託する場合に記入))容につき特定産 業分野	かつ, 支 援を に特有の事情 であって, 契約に	実施する者に に鑑みて告え より登録支援を し番号(13桁)	こおいて道 示で定め	適正に実施す られる基準に	ることができ 適合している	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
められている場合に記入) (15)支援の内容が外国人の適正な在籍との有無 (16)1号特定技能外国人支援計画の内該基準が定められている場合に記入) 登録支援機関(申請人が「特定技能1号」を委託する場合に記入) (1)氏名又は名称)容につき特定産 業分野	かつ, 支 援を に特有の事情 であって, 契約に	実施する者に に鑑みて告え より登録支援を し番号(13桁)	において道 示で定め 機関に1号	適正に実施す られる基準に	ることができ 適合している	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
がられている場合に記入) (15)支援の内容が外国人の適正な在籍との有無 (16)1号特定技能外国人支援計画の内 該基準が定められている場合に記入) 登録支援機関(申請人が「特定技能1号」を委託する場合に記入) (1)氏名又は名称 (3)住所(所在地) (4)代表者の氏名	1容につき特定産 業分野 での入国を 希望する場合 で	かつ, 支 援を を に特有の事情 であって, 契約に (2)法ノ	実施する者に に鑑みて告え より登録支援を し番号(13桁)	において道 示で定め 機関に1号	適正に実施す られる基準に	ることができ 適合している	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(15)支援の内容が外国人の適正な在程との有無 (16)1号特定技能外国人支援計画の内 該基準が定められている場合に記入) 登録支援機関(申請人が「特定技能1号」を委託する場合に記入) (1)氏名又は名称 (3)住所(所在地) (4)代表者の氏名	1容につき特定産 業分野 での入国を 希望する場合 で	かつ, 支 援を を に特有の事情 であって, 契約に (2)法ノ	実施する者に に鑑みて告え より登録支援 し番号(13桁 年	において道 示で定め 後関に1号 月 月 月 月 月 月	のれる基準に 特定技能外国	ることができ 適合している 人支援計画の	るものであるこ 有・無 うことの有無(当 有・無 つ全部の実施
(15)支援の内容が外国人の適正な在籍との有無 (16)1号特定技能外国人支援計画の内 該基準が定められている場合に記入) 登録支援機関(申請人が「特定技能1号」を委託する場合に記入) (1)氏名又は名称 (3)住所(所在地) (4)代表者の氏名 (5)登録番号 (7)支援を行う事務所の名称	容につき特定産 業分野 での入国を 希望する場合で (6)登録年	かつ,支援を に特有の事情 であって,契約に (2)法ノ	実施する者に に鑑みて告え より登録支援 (13桁)	たで定めば 後関に1号 道話番号	のれる基準に 特定技能外国	ることができ 適合している 人支援計画の	るものであるこ 有・無 うことの有無(当 有・無 つ全部の実施
(15)支援の内容が外国人の適正な在程との有無 (16)1号特定技能外国人支援計画の内 該基準が定められている場合に記入) 登録支援機関(申請人が「特定技能1号」を委託する場合に記入) (1)氏名又は名称 (3)住所(所在地) (4)代表者の氏名 (5)登録番号 (7)支援を行う事務所の名称	1容につき特定産 業分野 での入国を 希望する場合 で	かつ, 支援を に特有の事情 であって, 契約に (2)法ノ =月日 (8)所在地	実施する者に に鑑みて告え より登録支援 (13桁)	たで定めば 後関に1号 道話番号	のれる基準に 特定技能外国	ることができ 適合している 人支援計画の	るものであるこ 有・無 うことの有無(当 有・無 つ全部の実施
(15)支援の内容が外国人の適正な在程との有無 (16)1号特定技能外国人支援計画の内 該基準が定められている場合に記入) 登録支援機関(申請人が「特定技能1号」を委託する場合に記入) (1)氏名又は名称 (3)住所(所在地) (4)代表者の氏名 (5)登録番号 (7)支援を行う事務所の名称 (9)支援責任者名	日容につき特定産 業分野 での入国を 希望する場合で (6)登録年	かつ, 支援を に特有の事情 であって, 契約に (2)法ノ 三月日 (8)所在地 (10)支援担当	実施する者に に鑑みて告え より登録支援 【番号(13桁) 年 名	において道 で定めば 後関に1号) 電話番号	のれる基準に 特定技能外国	ることができ 適合している 人支援計画の	るものであるこ 有・無 うことの有無(当 有・無 つ全部の実施
(15)支援の内容が外国人の適正な在籍との有無 (16)1号特定技能外国人支援計画の内 該基準が定められている場合に記入) 登録支援機関(申請人が「特定技能1号」を委託する場合に記入) (1)氏名又は名称 (3)住所(所在地) (4)代表者の氏名 (5)登録番号 (7)支援を行う事務所の名称 (9)支援責任者名 (11)対応可能言語 以上の記載内容は事実と相違さ	日容につき特定産 業分野 での入国を 希望する場合で (6)登録年	かつ, 支援を に特有の事情 であって, 契約に (2)法ノ 三月日 (8)所在地 (10)支援担当	実施する者に に鑑みて告え より登録支援 【番号(13桁) 年 名	において道 で定めば 後関に1号) 電話番号	のれる基準に 特定技能外国	ることができ 適合している 人支援計画の	るものであるこ 有・無 うことの有無(当 有・無 つ全部の実施

別紙 職種一覧

	八小八三 先
1	経営
2	管理業務(経営者を除く)
3	調査研究
\vdash	技術開発(農林水産分野)
	技術開発(食品分野)
\vdash	技術開発(機械器具分野)
	技術開発(その他製造分野)
-	生産管理(食品分野)
-	生産管理(機械器具分野)
	生産管理(その他製造分野)
	建築・土木・測量技術
$\overline{}$	情報処理·通信技術
\vdash	法律関係業務
-	金融・保険
	立間・休呀
	報道
-	編集
_	柵朱 デザイン
	教育(教育機関)
-	教育(教育機関を除く)
-	翻訳・通訳
	海外取引業務
	企画事務(マーケティング,リサーチ)
	企画事務(広報・宣伝)
	会計事務
	法人営業
$\overline{}$	伝入呂来 CADオペレーション
-	調理
	四性 外国特有の建築技術
	外国特有の製品製造
	宝石・貴金属・毛皮加工
	動物の調教
-	石油·地熱等掘削調查
	27 (中では、京都市の) 自. パイロット
-	スポーツ指導
-	ソムリエ
	介護福祉士
\vdash	研究
-	研究の指導
_	情報処理・通信技術者
-	記者
	報道カメラマン
	医師
	歯科医師
	薬剤師
	看護師
	保健師
	助産師
	准看護師
	歯科衛生士

51	診療放射線技師
52	理学療法士
53	作業療法士
54	視能訓練士
55	臨床工学技師
56	義肢装具士
57	弁護士
58	司法書士
59	弁理士
60	土地家屋調査士
61	外国法事務弁護士
62	公認会計士
63	外国公認会計士
64	税理士
65	社会保険労務士
66	行政書士
67	海事代理人
68	著述家
69	美術家·写真 家
70	音楽家·舞台芸術家
71	宗教家
72	家事使用人
	スポーツ
74	その他のサービス職業従事者(他に分類されないもの)
75	農林漁業従事者
76	製品製造・加工処理従事者(金属製品)
77	製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)
78	機械組立従事者
79	機械整備・修理従事者
80	機械検査従事者
81	建設躯体工事従事者
82	建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)
83	その他の建設・採掘従事者(他に分類されないもの)
84	運搬·清掃·包装等従事者
85	外交
\vdash	公用
87	その他